

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	修正前	修正後
1	5	2	9					9 事業スケジュール (予定)	解体・撤去期間※: 令和6年9月1日～ 令和6年11月末日	解体・撤去期間※: 令和6年9月1日～ 令和7年3月末日
2	11	3	3					3 入札参加者の制限	3 入札参加者及び協力企業の制限	3 入札参加者の制限
3	15	5	2	(5)		④		(5)入札説明書等に関する第1回個別対話	④ 申込方法: 様式集及び作成要領「様式4-4 個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和2年10月9日(金)午後5時までに、上記第5の1の担当窓口にてEメールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。	④ 申込方法: 様式集及び作成要領「様式4-4 個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和2年10月12日(月)午後5時までに、上記第5の1の担当窓口にてEメールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
4	15	5	2	(7)		②		(7)入札説明書等に関する第2回個別対話	② 開催場所: 下関市体育館(既存体育館)	② 開催場所: <u>セービング陸上競技場(下関市営下関陸上競技場)本部室</u>
5	16	5	2	(7)		③		(7)入札説明書等に関する第2回個別対話	③ 参加資格: 本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は3名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で原則5名以内とする。	③ 参加資格: 本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は3名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で原則15名以内とする。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	○		2							—	令和3年(2020年)●月●日	令和3年(2021年)●月●日
2		○	20	5	6	41	2			(本施設等の引渡し)	2 本市は、前項の規定による引渡しにより、事業者が原始取得していた本施設等の所有権を取得するものとし、当該引渡しは、事業者による本施設等の完成から6箇月以内に事業者未使用にて行われるものとする。	2 本市は、前項の規定による引渡しにより、事業者が原始取得していた本施設等の所有権を取得するものとし、当該引渡しは、事業者による本施設等の完成から速やかに事業者未使用にて行われるものとする。
3		○	21	5	6	45				(()契約不適合責任)	第45条 本市は、本施設等が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である()ときは、事業者に過失があるか否かにかかわらず、事業者に対して相当の期間を定めて本施設等()の修補による履行の追完を請求し、又は当該履行の追完に代えて、若しくは当該履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。	第45条 本市は、本施設等が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である()ときは、事業者に対して相当の期間を定めて本施設等()の修補による履行の追完を請求し、又は当該履行の追完に代えて、若しくは当該履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
4		○	23	6	1	47				(指定管理者の指定の取消し)	第47条 事業者は、地方自治法(昭和22法律第67号)第244条の2第11項又は指定手続条例第12条第1項の規定により、本施設及び駐車場の指定管理者としての指定を取り消されたときは、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の全部を履行することができない。	第47条 事業者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項又は指定手続条例第12条第1項の規定により、本施設及び駐車場の指定管理者としての指定を取り消されたときは、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の全部を履行することができない。
5		○	23	6	1	48				(本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の停止)	第48条 事業者は、地方自治法(昭和22法律第67号)第244条の2第11項又は指定手続条例第12条第1項の規定により、期間を定めて本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、停止を命じられた業務について、履行することができない。事業者は、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務を停止するに当たり、その停止する業務の引継ぎ等について本市の指示に従わなければならない。	第48条 事業者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項又は指定手続条例第12条第1項の規定により、期間を定めて本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、停止を命じられた業務について、履行することができない。事業者は、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務を停止するに当たり、その停止する業務の引継ぎ等について本市の指示に従わなければならない。
6		○	24	6	1	48	3			(本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の停止)	3 事業者は、前項の規定により停止した本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務を本市が実施したとき(第三者に委託したときを含む。)は、本市がその実施に要した費用(消費税等相当額を含む。)を、本市に支払わなければならない。	3 事業者は、前項の規定により停止した本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務を本市が実施したとき(第三者に委託したときを含む。)は、本市がその実施に要した費用(消費税等相当額を含む。)を、本市に支払わなければならない。
7		○	28	6	2	59				(維持管理及び運営業務に係る業務報告書の提出)	第59条 事業者は、指定期間中、契約関係書類に従って、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の履行に係る月次業務報告書及び年間業務報告書(以下「通常業務報告書」という。)を作成し、月次業務報告書にあっては業務を終了した月の翌月5日まで、年間業務報告書にあっては事業年度の末日の翌日から起算して1月以内の日までに、本市に提出しなければならない。この場合において、これらの日が休日(下関市の休日)を定める条例に規定する休日を用いる。以下この項において同じ。)である場合は、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。	第59条 事業者は、指定期間中、契約関係書類に従って、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の履行に係る月次業務報告書及び年間業務報告書(以下「通常業務報告書」という。)を作成し、月次業務報告書にあっては業務を終了した月の翌月10日まで、年間業務報告書にあっては事業年度の末日の翌日から起算して60日以内に、本市に提出しなければならない。この場合において、これらの日が休日(下関市の休日)を定める条例に規定する休日を用いる。以下この項において同じ。)である場合は、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
8		○	31	6	3	62	2			(維持管理及び運営業務の一時停止)	2 前項の場合において、本市が、必要があると認めるときは、維持管理及び運営業務の内容を変更することができる。この場合において、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の一時停止に伴う増加費用、事業者が生じた損害額及び一時停止により事業者が履行できない業務を第三者に委託して行うことにより本市が負担した追加費用は、事業者が本市に対して支払わなければならない。	2 前項の場合において、本市が、必要があると認めるときは、維持管理及び運営業務の内容を変更することができる。この場合において、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の一時停止に伴う増加費用、本市が生じた損害額及び一時停止により事業者が履行できない業務を第三者に委託して行うことにより本市が負担した追加費用は、事業者が本市に対して支払わなければならない。
9		○	32	6	5	65	2			(維持管理及び運営業務の契約保証)	2 前項第1号の契約保証金の額は、別紙4-2サービス対価の支払方法に掲げる①維持管理及び運営業務のサービス対価の1年分以上の額としなければならない。	2 前項第1号の契約保証金の額は、別紙4-2サービス対価の支払方法に掲げる①維持管理及び運営業務のサービス対価の1年分に相当する額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の10分の1以上の額としなければならない。
10		○	32	6	5	65	4			(維持管理及び運営業務の契約保証)	4 事業者は、第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは維持管理及び運営業務の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちに当該保証に係る証券の原本を本市に寄託しなければならない。	4 事業者は、第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、直ちに当該保証に係る証券の原本を本市に寄託しなければならない。
11		○	47	11	2	92		(8)	ア	(本市による本契約の終了)	ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8章第2節に規定する手続に従って、独占禁止法第7条、第8条の2、第17条の2又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。	ア 独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って、独占禁止法第7条、第8条の2、第17条の2又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	修正前	修正後
1	4-1	70	1		①			① 設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価	<p>設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価は、施設費と、当該施設費の一部を本市が割賦で支払うことに伴い必要となる割賦手数料からなるものとする。</p> <p>割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払を前提とし、割賦手数料は、基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド：●、●パーセント)に基づく割賦利息相当額とする。基準金利は、本施設等の引渡し日の2銀行営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継若しくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、当該金利スワップレートにより基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0パーセントとする。</p> <p>なお、提案書提出時に使用する基準金利は、0.5パーセントとする。</p>	<p>設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価は、施設費と、当該施設費の一部を本市が割賦で支払うことに伴い必要となる割賦手数料からなるものとする。</p> <p>割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払を前提とし、割賦手数料は、基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド：●、●パーセント)に基づく割賦利息相当額とする。基準金利は、本施設等の引渡し日の2銀行営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継若しくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、当該金利スワップレートにより基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0パーセントとする。基準金利の確定日において、LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いる。</p> <p>なお、提案書提出時に使用する基準金利は、0.5パーセントとする。</p>
2	4-1	71	2					2 支払金額及び支払スケジュールについて	<p>設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価の支払金額及び支払スケジュールについては表4に記載のとおりとする。</p> <p>なお、実際に支払う段階で、当該一時支払金の金額変更があった場合の、事業者が発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は、本市の負担とする。</p>	<p>設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価の支払金額及び支払スケジュールについては表4に記載のとおりとする。</p> <p>本市は、事業者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に事業者に設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価を支払うものとする。</p> <p>なお、実際に支払う段階で、当該一時支払金の金額変更があった場合の、事業者が発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は、本市の負担とする。</p>
3	4-2	74	1		①			① 維持管理及び運営業務のサービス対価	<p>維持管理及び運営業務のサービス対価は、維持管理及び運営業務の各業務に要する費用とその他の費用からなるものとする。</p> <p>なお、維持管理業務のサービス対価は、別紙5-2に記載する「サービス対価の改定方法」に示した改定及び別紙2-2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の支払を除き、原則として、支払時期ごとに同額が支払われるものとする。ただし、修繕費(提案施設に係る修繕費を除く)は事業期間全体の長期修繕計画をもとに支払うこととする。</p>	<p>維持管理及び運営業務のサービス対価は、維持管理及び運営業務の各業務に要する費用とその他の費用からなるものとし、事業者提案をもとに決定した金額(本施設及び駐車場利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額)とする。</p> <p>なお、維持管理業務のサービス対価は、別紙5-2に記載する「サービス対価の改定方法」に示した改定及び別紙2-2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の支払を除き、原則として、支払時期ごとに同額が支払われるものとする。</p>

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	修正前	修正後
4	4-2	75	2					2 支払金額及び支払スケジュールについて	サービス対価の支払金額及び支払スケジュールについては、維持管理及び運営業務のサービス対価のうち維持管理業務費については表6に、運営業務費については表7に、その他の費用については表8に記載のとおりとする。	サービス対価の支払金額及び支払スケジュールについては、維持管理及び運営業務のサービス対価のうち維持管理業務費については表6に、運営業務費については表7に、その他の費用については表8に記載のとおりとする。 <u>本市は、事業者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に事業者に維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価を支払うものとする。</u>
5	5-1	82	1					1 設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価の改定に関する基本的な考え方	・ 建設・工事監理業務のサービス対価(公租公課を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、その改定方法については、令和3年1月(提案書提出時)の「建設物価指数月報」(一般財団法人建設物価調査会)における「建築費指数・工事原価—体育館(S)」を用い、各工事の着工時期の同指数と比較して1.5パーセントを超える差が生じた場合、その生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。	・ 建設・工事監理業務のサービス対価(公租公課を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、その改定方法については、令和3年1月(提案書提出時)の「建築費指数・工事原価—体育館(S)」(一般財団法人建設物価調査会ウェブサイト)を用い、各工事の着工時期の同指数と比較して1.5パーセントを超える差が生じた場合、その生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。
6	5-2	83	1					1 維持管理及び運営業務のサービス対価の改定に関する基本的な考え方	・ 改定方法は、毎年8月の「企業向けサービス価格指数:日本銀行調査統計局」及び「消費者物価指数:総務省統計局」を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和2年)の1月から12月までの指数の平均値と比較して3.0パーセント以上の差が生じた場合又は初回若しくは前回改定年度から累積で3.0パーセント以上の差が生じた場合に、表9に定める指標に基づき、次年度分のサービス対価の改定を行う。ただし、 <u>企業向けサービス価格指数及び消費者物価指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とする</u> とともに、 <u>企業向けサービス価格指数及び消費者物価指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果や日本銀行調査統計局の国内企業物価指数等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、本市及び事業者の協議によるものとする。</u>	・ 改定方法は、毎年8月の「消費税を除く企業向けサービス価格指数:日本銀行調査統計局」及び「消費者物価指数:総務省統計局」を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和2年)の1月から12月までの指数の平均値と比較して3.0パーセント以上の差が生じた場合に、表9に定める指標に基づき、次年度分のサービス対価の改定を行う。ただし、 <u>消費者物価指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とする</u> とともに、 <u>企業向けサービス価格指数及び消費者物価指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果や日本銀行調査統計局の国内企業物価指数等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、本市及び事業者の協議によるものとする。</u>
7	5-2	83	1					1 維持管理及び運営業務のサービス対価の改定に関する基本的な考え方	・ 改定に係る協議は毎年度1回(9月上旬頃)とし、次年度以降のサービス対価に反映させるものとする。 <u>なお、初回の改定に係る協議は令和5年9月上旬に行い、改定を行うこととなった場合は、令和6年度以降の維持管理及び運営業務のサービス対価に反映させるものとする。</u>	・ 改定に係る協議は毎年度1回とし、次年度以降のサービス対価に反映させるものとする。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
1	○		6	1	4	4	(2)					(2) 本施設及び駐車場利用者から得る収入	本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設及び駐車場の利用者からの利用料金を収入とすることができる。	本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設及び駐車場の利用者からの利用料金を収入とすることができる。
2	○		10	1	4	6						6. 事業スケジュール(予定)	解体・撤去期間※：令和6年9月1日～ 令和6年11月末日	解体・撤去期間※：令和6年9月1日～ 令和7年3月末日
3	○		26	2	1	4	(2)	1)			xi)	1) 電灯設備	xi) 本事業で整備する庭球場の照明は、既存のクラブハウスで操作できるようにすること。	xi) 本事業で整備する庭球場の照明は、既存のクラブハウスで操作できるようにすること。本事業で整備する庭球場から既存のクラブハウスまでの配管路のうち、資料12外構整備範囲外の既存配管は利用可能とする。
4	○		28	2	1	4	(2)	10)			v)	10) 拡声設備	v) 既存のクラブハウスから本事業で整備する庭球場へ放送ができるようにすること。	v) 既存のクラブハウスから本事業で整備する庭球場へ放送ができるようにすること。本事業で整備する庭球場から既存のクラブハウスまでの配管路のうち、資料12外構整備範囲外の既存配管は利用可能とする。
5	○		36	2	2	1	(1)	1)			x)	1) 共通	x) 大会本部室、放送室、救護室はメインアリーナに直接面する配置とし、アリーナ内全体が視認できる設えとすること。	x) 大会本部室、放送室はメインアリーナに直接面する配置とし、アリーナ内全体が視認できる設えとすること。
6	○		37	2	2	1	(1)	1)			xiii)	1) 共通	xiii) 壁面に窓を設置するとともに電動の遮光装置を設けること。	xiii) 壁面に窓を設置するとともに遮光装置を設けること。遮光装置については原則電動とし、利用者の利便性を損なわない範囲で手動とすることができる。
7	○		38	2	2	1	(1)	2)	①		ii)	① 競技場	ii) アリーナの有効高さは14m以上とすること。	ii) アリーナの有効高さは各種公式競技に必要な高さを確保すること。
8	○		40	2	2	1	(1)	3)	①		ii)	① 競技場	ii) 有効高さは13m以上とすること。	ii) 有効高さは各種公式競技に必要な高さを確保すること。
9	○		42	2	2	1	(1)	5)			ix)	5) 事務室	—	ix) 社会福祉協議会の使用した電力量を測定できるようにすること。
10	○		42	2	2	1	(1)	6)	①		i)	① エントランスホール	i) 下足入れ、傘立て、靴拭きマットを設置すること。	i) 傘立て、靴拭きマットを設置すること。
11	○		45	2	2	1	(1)	7)	③		iv)	③ 駐輪場	iv) 駐輪場の仕上げは、アスファルト(透水性)で舗装すること。	iv) 駐輪場の仕上げは、事業者提案による。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
12	○		48	2	2	2	(1)				iv)	(1) 庭球場	iv) 庭球場及び観客席の仕様については、「資料8 庭球場の仕様について(参考)」に示すとおりとする。	iv) 庭球場の仕様については、「資料8 庭球場の仕様について(参考)」に示すとおりとする。
13	○		53	2	3	6	(1)				i)	(1) 基本設計	i) 意匠設計図(A1版・A3縮小版)	i) 意匠設計図(A3版)
14	○		56	3	2	1						1. 業務期間	本施設は令和6年6月末日までに建設工事を完了すること。既存体育館及び相撲場の解体・撤去工事、庭球場及び駐車場の建設工事は令和6年11月末日までに完了すること。 なお、本施設の工事期間中における下関運動公園の利用者用の駐車スペースと共に、既存体育館等の解体・撤去期間中に本施設が運営開始することを踏まえ、駐車場完成までの間、仮設駐車場を含めて可能な限り多くの駐車場を確保すること。 庭球場については、仮設駐車場として供用ののち、既設体育館解体・撤去後の跡地に整備される第1駐車場と同時期に整備してもよいものとし、施工計画に反映すること。	本施設は令和6年6月末日までに建設工事を完了すること。既存体育館及び相撲場の解体・撤去工事、庭球場及び駐車場の建設工事は令和7年3月末日までに完了すること。 なお、本施設の工事期間中における下関運動公園の利用者用の駐車スペースと共に、既存体育館等の解体・撤去期間中に本施設が運営開始することを踏まえ、駐車場完成までの間、仮設駐車場を含めて可能な限り多くの駐車場を確保すること。 庭球場については、仮設駐車場として供用ののち、既設体育館解体・撤去後の跡地に整備される第1駐車場と同時期に整備してもよいものとし、施工計画に反映すること。
15	○		60	3	3	4	(3)				xi)	(3) 既存施設(既存体育館及び相撲場等)の解体・撤去業務	xi) 解体・撤去業務は原則として令和6年11月末日までに完了すること。	xi) 解体・撤去業務は原則として令和7年3月末日までに完了すること。
16	○		86	6	1	1					v)	1. 業務の対象範囲	v) 自主事業	—
17	○		96	6	3	5					ii)	5. 備品管理業務	ii) 備品及び用具の器具庫からの出し入れ等を利用者自身が行う場合、組み立てや取り付け方法等の説明及び援助を行うこと。	ii) 備品及び用具の器具庫からの出し入れ等を利用者自身が行う場合、必要に応じて組み立てや取り付け方法等の説明及び援助を行うこと。
18	○		99	7								第7章 自主事業	第6節 自主事業	第7章 自主事業
19		6	6									資料6 備品等リスト(参考仕様)	No5 品名:ライン引き 6人制バレーボール 数量:5 単位:面 備考:メイン×1面、サブ×4面	No5 品名:ライン引き 6人制バレーボール 数量:8 単位:面 備考:メイン×1面、サブ×公式3面、練習用4面

No	本文	書類名	様式番号	I	(1)	①	項目等	修正前	修正後
1	○			I			<入札書類審査に係る提出書類の構成 3/4>	書類名:提案書 分類:8.計画図面等提案書類 項目:本施設 電気設備系統図及び設計概要図 様式:なし No:I-13 枚数制限:4 用紙サイズ:A3	書類名:提案書 分類:8.計画図面等提案書類 項目:本施設 電気設備設計概要図 様式:なし No:I-13 枚数制限:4 用紙サイズ:A3
2	○			I			<入札書類審査に係る提出書類の構成 3/4>	書類名:提案書 分類:8.計画図面等提案書類 項目:本施設 空調換気設備系統図及び設計概要図 様式:なし No:I-14 枚数制限:4 用紙サイズ:A3	書類名:提案書 分類:8.計画図面等提案書類 項目:本施設 空調換気設備設計概要図 様式:なし No:I-14 枚数制限:4 用紙サイズ:A3
	○			I			<入札書類審査に係る提出書類の構成 3/4>	書類名:提案書 分類:8.計画図面等提案書類 項目:本施設 給排水設備系統図及び設計概要図 様式:なし No:I-15 枚数制限:4 用紙サイズ:A3	書類名:提案書 分類:8.計画図面等提案書類 項目:本施設 給排水衛生設備設計概要図 様式:なし No:I-15 枚数制限:4 用紙サイズ:A3
3	○			I			<入札書類審査に係る提出書類の構成 3/4>	書類名:提案書 分類:9.事業収支等提案書類 項目:資金収支計画表 ②資金収支計画表(自主事業) 様式:指定 No:J-2 枚数制限:2 用紙サイズ:A3	書類名:提案書 分類:9.事業収支等提案書類 項目:資金収支計画表 ②資金収支計画表(独立採算事業) 様式:指定 No:J-2 枚数制限:2 用紙サイズ:A3
4		参加表明書	1-1					■代表企業 商号又は名称 所在地 代表者名	■代表企業 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)
5		参加表明書	1-1					■構成企業 1 商号又は名称 所在地 代表者名	■構成企業 1 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)

No	本文	書類名	様式番号	I	(1)	①	項目等	修正前	修正後
6		参加表明書	1-1					■構成企業 2 商号又は名称 所在地 代表者名	■構成企業 2 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)
7		参加表明書	1-1					■構成企業 3 商号又は名称 所在地 代表者名	■構成企業 3 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)
8		参加表明書	1-1					■協力企業 1 商号又は名称 所在地 代表者名	■協力企業 1 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)
9		参加表明書	1-1					■協力企業 2 商号又は名称 所在地 代表者名	■協力企業 2 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)
10		参加表明書	1-1					■協力企業 3 商号又は名称 所在地 代表者名	■協力企業 3 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)
11		参加表明書	1-1					■協力企業 4 商号又は名称 所在地 代表者名	■協力企業 4 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)
12		参加表明書	1-1					■協力企業 5 商号又は名称 所在地 代表者名	■協力企業 5 商号又は名称 所在地 代表者名 (受任者名)
13			H-1				7. 入札者独自の提案に関する事項	6. 入札者独自の提案に関する事項	7. 入札者独自の提案に関する事項
14			J-2				①資金収支計画表(自主事業を除く)	(別紙1参照)	

No	本文	書類名	様式 番号	I	(1)	①	項目等	修正前	修正後
15			J-2				②資金収支計画表(独立採算事業)		(別紙2参照)
16			K-1				初期投資費見積書		(別紙3参照)
17			M-1				基礎審査項目チェックシート		(別紙4参照)

No	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	修正前	修正後
1	○		3	6	5		(事業契約等)	<p>5市は、第12条第1項に規定する場合を除き、事業予定者の責めに帰すべき事由により事業者と事業契約を締結することができない場合には、第3項の事業契約約款(案)別紙4サービスの対価の支払方法 1 サービスの対価の構成 表2 サービスの対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価 (1)施設費等 ア 施設費(以下「施設費」という。)に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の1に相当する金額を賠償金として請求することができるものとする。</p>	<p>5 市は、第12条第1項に規定する場合を除き、事業予定者の責めに帰すべき事由により事業者と事業契約を締結することができない場合には、第3項の事業契約約款(案)別紙4-1サービス対価の支払方法 1 サービスの対価構成 表3 サービス対価の構成 (1)施設費等 ア 施設費(以下「施設費」という。)に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の1に相当する金額を賠償金として請求することができるものとする。</p>

様式J-2 ①資金収支計画表(自主事業を除く)

単位:千円

事業年度	-3 令和3年度	-2 令和4年度	-1 令和5年度	0 令和6年度	1 令和7年度	2 令和8年度	3 令和9年度	4 令和10年度	5 令和11年度	6 令和12年度	7 令和13年度	8 令和14年度	9 令和15年度	10 令和16年度	11 令和17年度	12 令和18年度	13 令和19年度	14 令和20年度	15 令和21年度	合計
損益計算書																				
売上																				
営業収入																				
市からの収入																				
施設整備費相当分(提案施設を除く)																				
建設一時金																				
割賦元本																				
割賦手数料																				
提案施設整備費相当分(整備する場合)※必須施設の一部とし、本市が費用負担する場合																				
建設一時金																				
割賦元本																				
割賦手数料																				
維持管理費相当分																				
運営費相当分																				
その他費用相当分																				
その他の収入(市からのサービス対価以外の収入)																				
利用料金等収入																				
利用料金(自主事業を除く)																				
駐車料金(有料駐車場)																				
費用																				
営業費用																				
本施設(自主事業を除く)及び駐車場																				
維持管理費																				
本施設(自主事業を除く)																				
駐車場																				
運営費																				
本施設(自主事業を除く)																				
駐車場																				
利用料金等収入の還元																				
本施設(自主事業を除く)																				
駐車場																				
光熱水費																				
本施設(自主事業を除く)																				
駐車場																				
その他費用 ※可能な限り詳細に																				
保険料																				
監査費用																				
割賦原価の繰延償却																				
減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																				
営業外損益																				
営業外収入																				
営業外収入																				
営業外費用																				
支払利息 ※資金調達別に記入																				
経常損益																				
特別損益																				
特別利益																				
特別損失																				
税引前当期利益																				
法人税等																				
税引後当期利益																				
当期未処分利益/未処理損失																				
法定準備金繰入																				
配当																				
次期繰越利益/損失																				
資金収支計画																				
資金需要																				
投資																				
保証金																				
税引後当期損失																				
借入金返済																				
配当金																				
仮払消費税																				
その他																				
資金調達																				
出資金																				
借入金																				
税引後当期利益																				
割賦売掛金の取り崩し																				
減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																				
保証金(返還)																				
仮受消費税																				
その他																				
資金過不足																				
期末累積資金残高																				
借入金残高																				
期首残高																				
借入額																				
返済額																				
期末残高																				
【資本の部】(期末残高)																				
資本金																				
法定準備金																				
剰余金																				
資本の部計																				
参考指標																				
PIRR(税引後)																				
配当IRR																				
DSCR																				
市の支払対価																				
施設整備費相当																				
提案施設整備費相当分(整備する場合)※必須施設の一部とし、本市が費用負担する場合																				
維持管理費相当																				
運営費相当																				
その他費用相当																				
合計(消費税抜き)																				
合計の現在価値																				

◆備考
 ※1: 本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載して下さい。
 ※2: 各年度は4月から翌年3月までとし、消費税等及び物価変動を除いた金額を記載して下さい。
 ※3: 金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記載して下さい。
 ※4: 損益計算書の費用の「その他費用」に相当する費用は、可能な範囲で具体的に記述し、その内容等を別掲して下さい。
 ※5: 原則としてA3一枚に記載して下さい。
 ※6: 現在価値の算出においては、割引率2.5%を用い、本施設の引渡し日を基準日とし、令和6年度の支払いから割り引いて計算して下さい。
 ※7: 障害者等に対する減価措置は、今後本市が定めるものとしませんが、提案に際しては障害者等からの利用料金収入は得られない(100%減免を行う)ものとして積算して下さい。
 ※8: 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。
 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)

◆参考指標の算定方法
 ・PIRRの算定については、次の算式を用いること。
 PIRR(税引後): 各期における(税引後当期損益 + 割賦原価 + 借入金利息 - 投資額)の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。
 ・DSCRの算定については、次の算式を用いること。
 DSCR = 当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額 / 当該年度の借入金等償還額及び支払利息の合計額
 ・配当IRRの算定については、次の算式を用いること。
 配当IRR: 各期における(利益配当(清算配当含む)額 - 資本金による資金調達額)の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。
 ※なお、株主劣後ローンによる調達等、内容的に資本金と同等に見せるものは「資本金」に、その元利償還金等を「利益配当額」に含めて算定するものとする。

様式J-2 ②資金収支計画表(独立採算自主事業)

単位:千円

事業年度	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度		
損益計算書																					
売上																					
営業収入																					
自主事業 ※独立採算事業																					
うち、各種教室・イベント等																					
うち、目的外使用収入(自動販売機)																					
うち、提案施設による収入(収入を得る場合)																					
うち、広告収入																					
費用																					
営業費用																					
提案施設(整備する場合、事業者負担分) ※独立採算事業																					
施設整備費(内装・什器備品等)																					
原状回復工事費(事業期間終了時)																					
自主事業 ※独立採算事業																					
維持管理費																					
運営費																					
施設使用料																					
うち、自主事業に係る利用料金																					
うち、目的外使用料(自動販売機)																					
広告料																					
光熱水費																					
その他費用 ※可能な限り詳細に																					
保険料																					
監査費用																					
割賦原価の繰延償却																					
減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																					
営業外損益																					
営業外収入																					
営業外収入																					
営業外費用																					
支払利息 ※資金調達別に記入																					
経常損益																					
特別損益																					
特別利益																					
特別損失																					
税引前当期利益																					
法人税等																					
税引後当期利益																					
当期未処分利益/未処理損失																					
法定準備金繰入																					
配当																					
次期繰越利益/損失																					
資金収支計画																					
資金需要																					
投資																					
保証金																					
税引後当期損失																					
借入金返済																					
配当金																					
仮払消費税																					
その他																					
資金調達																					
出資金																					
借入金																					
税引後当期利益																					
割賦売掛金の取り崩し																					
減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																					
保証金(返還)																					
仮受消費税																					
その他																					
資金過不足																					
期末累積資金残高																					
借入金残高																					
期首残高																					
借入額																					
返済額																					
期末残高																					
【資本の部】(期末残高)																					
資本金																					
法定準備金																					
剰余金																					
資本の部計																					
参考指標																					
PIRR(税引き後)																					
配当IRR																					
DSCR																					
市の支払う対価																					
施設整備費相当																					
維持管理費相当																					
運営費相当																					
その他費用相当																					
合計(消費税抜き)																					
合計の現在価値																					

◆備考
 ※1: 本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載して下さい。
 ※2: 各年度は4月から翌年3月までとし、消費税等及び物価変動を除いた金額を記載して下さい。
 ※3: 金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記載してください。
 ※4: 損益計算書の費用の「その他費用」に相当する費用は、可能な範囲で具体的に記述し、その内容等を別掲してください。
 ※5: 原則としてA3一枚に記載して下さい。
 ※6: 現在価値の算出においては、割引率2.5%を用い、本施設の引渡し日を基準日とし、令和6年度の支払いから割り引いて計算してください。
 ※6.2: 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。
 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)

◆参考指標の算定方法
 ・PIRRの算定については、次の算式を用いること。

$$PIRR(税引後) = \text{各期における(税引後当期損益} + \text{割賦原価} + \text{借入金利息} - \text{投資額}) \text{の事業期間にわたる現在価値の合計額が} 0 \text{になる割引率を算定する。}$$
 ・DSCRの算定については、次の算式を用いること。

$$DSCR = \frac{\text{当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額}}{\text{当該年度の借入金等償還額及び支払利息の合計額}}$$
 ・配当IRRの算定については、次の算式を用いること。

$$\text{配当IRR} = \text{各期における(利益配当(清算配当含む)額} - \text{資本金による資金調達額)の事業期間にわたる現在価値の合計額が} 0 \text{になる割引率を算定する。}$$
 ※なお、株主劣後ローンによる調達等で、内容的に資本金と同等に見せるものは「資本金」に、その元利償還金等を「利益配当額」に含めて算定するものとする。

様式K-1 初期投資費見積書

(単位:千円)

	計	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算定根拠
調査・設計					
基本設計費					
実施設計費					
調査費					
各種申請					
その他					
調査・設計合計					
工事監理					
工事監理業務費					
その他					
工事監理合計					
建設工事					
1. 本施設					
(1) 建築工事					
直接仮設工事					
土工事、杭・地業工事					
躯体工事					
外装工事					
内装工事					
共通費(共通仮設、管理費等)					
その他					
建築工事小計					
(2) 電気設備工事					
電灯設備工事					
動力設備工事					
雷保護設備工事					
受変電設備工事					
電力貯蔵設備工事					
発電設備工事					
構内情報通信網設備工事					
構内交換設備工事					
情報表示設備工事					
拡声設備工事					
誘導支援設備工事					
テレビ共同受信設備工事					
監視カメラ設備工事					
駐車場管制設備工事					
防犯・入退室管理設備工事					
火災報知設備工事					
テレビ電波防除設備工事					
音響設備工事					
映像設備工事					
共通費(共通仮設、管理費等)					
その他					
電気設備工事小計					
(3) 空調換気設備工事					
空調設備工事					
換気設備工事					
排煙設備工事					
自動制御設備工事					
熱源設備工事					
共通費(共通仮設、管理費等)					
その他					
空調換気設備工事小計					

	計	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算定根拠
(4) 給排水衛生設備工事					
給水設備工事					
排水設備工事					
ガス設備工事					
衛生器具設備等工事					
給湯設備工事					
その他					
給排水衛生設備工事小計					
(5) エレベーター昇降機設備工事 ※設置する場合					
エレベーター昇降機設備工事					
その他					
エレベーター昇降機設備工事小計					
(6) 消防設備工事					
消防設備工事					
その他					
消防設備工事小計					
(7) 備品等工事					
備品等工事					
備品等(建設業務に含むもの)工事					
既存体育館スポーツ用品・器具の移設費					
備品等小計					
(8) 外構等					
舗装工事(無料送迎ゾーン、車路)					
舗装工事(歩行者遊歩道)					
植栽工事					
門・囲障等の設置工事					
サイン設置工事					
造成・擁壁改修工事					
その他					
外構等小計					
(9) 提案施設※必須施設の一部とし、本市が費用負担する場合					
内装工事					
空調設備工事					
衛生器具					
備品等					
その他					
提案施設小計					
本施設合計					
2. 庭球場					
(1) 庭球場					
人工芝工事					
舗装工事					
金具等設置工事					
植栽工事					
門・防球フェンス等設置工事					
排水施設工事					
その他					
庭球場小計					
(2) 憩いの広場					
園庭工事					
遊具撤去・設置工事					
その他					
憩いの広場小計					
庭球場合計					
3. 駐車場					
駐車場工事(平面)					
舗装工事					
植栽工事					
囲障等設置工事					
ゲート・自動精算機設置工事					
その他					
駐車場合計					

	計	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算定根拠
4. 既存施設の解体・撤去					
既存体育館					
相撲場					
その他					
既存施設の解体・撤去合計					
建設工事合計					
その他費用					
1 諸経費					
① 保険料					
工事契約履行保証保険					
請負業者賠償責任保険					
建設工事保険					
保険料小計					
② その他諸経費					
諸経費小計					
2 建設中金利					
建設中金利小計					
3 事業者の開業に伴う諸費用					
SPC設立費用					
弁護士費用					
その他					
開業関連小計					
4 融資組成手数料					
アップフロントフィー					
コミットメントフィー					
その他					
融資組成手数料小計					
5 その他の初期投資費用					
その他小計					
その他費用合計					
合計(消費税等抜き)					

【備考】

※1: 項目は適宜、追加及び削除して下さい。

※2: 施設毎に内訳を記入することが困難な項目については、必要に応じセルを結合する等、工夫して下さい。

※3: 各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、算定根拠欄に内容を具体的に記載して下さい。

※4: 金額は、千円未満を四捨五入して下さい。

※5: 金額が、様式A-4、様式J-1、様式J-2と整合がとれていることを確認して下さい。

※6: 提案施設整備費のうち、本市負担分については必須施設整備費に含めて記載してください。事業者負担分については、本施設の必須施設の一部とする場合に限り、本市の費用負担とし、「1.(9)提案施設」の項目に記載してください。

(4) 日照障害の影響への配慮	計画地の北西の住宅及び西側の病院に対する日照障害に十分配慮し、影響が可能な限り小さくなるよう配慮すること。		
(5) 騒音の影響への配慮	施設やグラウンドの配置の変化により、北西側住宅及び西側病院並びに南側住宅に対する音環境が変化するため、騒音の低減に十分配慮すること。計画地は主に第2種住居地域であり、参考として騒音規制法(昭和43年法律第98号)(対象外)の規制基準は昼間(8~18時)は60dB以下、朝(6~8時)及び夕(18~21時)は50dB以下、夜間(21~6時)は45dB以下とされている。想定される活動による発生音の大きさと開口部の遮音性能、音源からの距離減衰等を考慮し、住環境の低下を招かないような対策を講じること。		
3. 構造計画の考え方	本施設の構造計画は、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における構造体「Ⅱ類」(建築基準法の1.25倍)、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」の耐震安全性を確保するとともに、建築基準法等の関係法令に準拠すること。 コンクリートの計画共用期間を「標準」以上とし、耐久設計基準強度を24N/mm ² 以上とすること。		
4. 設備計画の考え方	設備計画は、「建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成27年度版)」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空調和・換気設備の計画を行うこと。 なお、「資料7 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。		
(1) 共通	設置する設備や機材は長寿命かつ信頼性の高いものを使用すること。また、交換・修理が容易な仕様とすること。 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線等の採用を積極的に行うこと。 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を整備すること。 配管又は機器からの漏水等による水損事故等を防止するため、必要に応じて防水、防湿等の適切な措置を講じること。 屋外に各種設備機器類を設置する場合は、塩害及び安全対策に配慮すること。 内部レイアウトを検討し、電機室は原則屋内に設置すること。また、トイレ等の水を使用する階下には、電気室を設置しないこと。		
(2) 電気設備			
1) 電灯設備	各室、共用部等に設置する照明器具、コンセント等は、利用者に配慮し十分な配置計画とすること。 イベントや災害時利用等を想定し、外壁面等にも、コンセントを設置すること。なお、非常用電源回路のコンセントは明確に識別できるようにすること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。 非常用照明、誘導灯は、関連法令や所轄消防の指針に準拠して設置し、容易に点検ができる機器を選定すること。 照明器具はLED等の省エネルギー・高効率な器具とし、諸室の用途や適性を考慮してそれぞれ適切な機器選定を行うこと。諸室の照度は、JIS照度基準を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。 メインアリーナ、多目的ホールの照明器具は、各種競技が開催できるよう1,500ルクス以上の照度を維持し、各種競技に合わせて調光できるものとする。照明器具の配置と選定については、競技者に配慮して拡散パネルを設置する等のグレア規制や、競技エリア内が均一な明るさになるようにすること。 メインアリーナの照明器具は、照明制御盤により、器具ごとに適切可能なものとする。 高所に設置する照明器具は、点検用廊下等により保守、交換等が行いやすい計画とすること。 照明器具には、必要に応じて照明器具の破損を防止する保護装置を設けること。 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。 各室の照明は、事務室においても管理できるようにすること。 本事業で整備する庭球場の照明は、既存のクラブハウスで操作できるようにすること。本事業で整備する庭球場から既存のクラブハウスまでの配管路のうち、資料1.2外構整備範囲外の既存配管は利用可能とする。		
2) 動力設備	動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。		
3) 雷保護設備	重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。		
4) 受変電設備	受変電設備は、キュービクル式とする。 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。 映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。 将来の設備増設や更新スペースを確保し、設備更新時の搬入口、搬入経路に配慮した計画とすること。 受変電・発電設備を設置する室内の室温・湿度の管理を適正に行い、機器の安全性を保つこと。 使用電力量を記録、確認ができ、統計的分析に使用できるデータが採取可能なメーター機構(デマンド監視システム)等を設置し、事務室にて確認できるようにすること。		
5) 電力貯蔵設備	瞬時停電においても電力供給を必要とするパソコン等の負荷には、無停電電源装置を設置すること。		
6) 発電設備	発電設備は、対象負荷に電力を供給し、最低72時間使用できるものとする。また、72時間運転可能な燃料を備蓄すること。 対象負荷は、非常時に電気が必要な諸室等の保安動力(換気、空調、給排水ポンプ、エレベーター)、保安照明等(室内照明、避難通路照明、コンセント)及び通信情報機器等とすること。なお、非常時に電気が必要な諸室等は、事務室、多目的室、放送室、救護室、1階便所及び1階廊下とする。		
7) 構内情報通信網設備	管理者用LAN及び利用者用無線LANの系統を分けて導入すること。管理者用LANが必要な諸室は別添のとおり。 (「資料7 電気・機械要求性能表」参照) 全館で利用者用無線LANが利用できるよう整備すること。		
8) 構内交換設備	管理者用LAN及び利用者用無線LAN導入に必要な配線、機器仕様は、提案時点の最新のものとすること。 ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。 必要諸室に内線電話を設置すること。(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。 5分以上の停電補償時間を確保するとともに、発電機回路に接続すること。		
9) 情報表示設備	親時計を事務所に設置し、各室に子時計を設置すること。		
10) 拡声設備	放送設備として、非常放送、業務放送が可能な設備とすること。 放送は、事務室から屋内外に個別、一斉放送ができること。「資料7 電気・機械要求性能表」参照。また、メインアリーナと多目的ホールは放送区域を分け、個別に放送できるようにすること。 放送設備は、放送の他に、BGM、チャイム、ラジオ放送が流せること。また、緊急地震速報の受信端末を導入し、緊急地震速報が瞬時に放送できること。 火災発生時に、自動的に緊急放送が流れるようにすること。 既存のクラブハウスから本事業で整備する庭球場へ放送できるようにすること。本事業で整備する庭球場から既存のクラブハウスまでの配管路のうち、資料1.2外構整備範囲外の既存配管は利用可能とする。		
11) 誘導支援設備	高齢者や、視覚障害者の利用に配慮した音声案内をエントランスや多目的トイレ等に設置すること。 聴覚障害者の利用に配慮した音声情報を視覚的に提供する電子掲示板などのサインを設置すること。 エントランス、エレベーター、出入口及び駐車場ゲートにインターホンを設置し事務室と連絡が取れるようにすること。 エレベーター、多目的トイレ、更衣室等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備とし、事務室に表示盤を設置すること。		
12) テレビ共同受信設備	必要諸室に事業用敷地内にて受信可能な民間放送(CATV放送受信設備を含む)及び映像表示設備と連携した館内共聴設備を設置すること。(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。 受信料その他受信にかかる費用は、事業者負担とする。		
13) 監視カメラ設備	防犯、運営のためエントランス、各アリーナ、駐車場等の屋内外の必要な個所にカメラを設置すること。 事務室に監視モニターを設置し、録画記録を行えるよう整備すること。 メインアリーナ及び多目的ホールの映像が、大会本部室、放送室で確認できるようにすること。		
14) 駐車場管制設備	車両の安全運行と出入庫、料金管理ができる管制設備を設置すること。		
15) 防犯・入退室管理設備	建物の出入口にて機械警備による監視を可能とすること。 窓などの開口部を含めて適宜防犯設備を設置すること。		
16) 火災報知設備	関係法令に基づき、所轄消防署と協議を行い、消防機器を設置すること。 事務室に受信機を設置すること。		
17) テレビ電波防除設備	近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除施設を設置すること。 設計時に事前調査を実施し、完成後に事後調査を実施し、受信レベル、受信画質等の報告書を作成し提出すること。		

	(3) 保安警備の充実	<p>日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、施設の保安管理に留意した計画とし、施設装置は全諸室に設けること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。</p> <p>ロッカー等の施設利用者の貴重品・所持品保管場所は、盗難防止対策を十分に行うこと。同時に、施設利用者のプライバシーへも配慮すること。</p>	
第2節	設計業務対象施設に係る要件		
1.	本施設		
(1)	必須施設		
1)	共通	<p>メインアリーナ、多目的ホール、多目的室、事務室、共用部等、外構等で構成し、利用者の多様なニーズに応じた運営が可能な計画とする。</p> <p>国体開催基準に基づくほか、各種公式競技が開催でき、メインアリーナでの大会開催時にも多目的ホールや多目的室を市民が一般利用できるなど、メインアリーナと多目的ホール、多目的室で別々の利用が可能な計画とする。</p> <p>メインアリーナと多目的ホールの同時使用により、1日で多数の試合を行う必要がある全国大会等の大規模大会や中学・高校・市民レベルの各種スポーツ大会などを開催できる計画とする。</p> <p>メインアリーナや多目的ホールでの大会やイベント開催時にも来場者がスムーズに入退場できるよう、廊下や階段の幅、ロビーの広さ等に十分配慮すること。</p> <p>内部仕上げの堅牢性や保護のための配慮を十分に行うこと。球技等の競技に応じた壁面の破損等の対策を十分に行うこと。フットサル利用の可能性にも配慮した天井・壁面・各種設備機器類の強度等の確保や施設内部の保護対策を講じること。</p> <p>照明は、各種競技の公式試合に対応する照度を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。</p> <p>臭気等がこもらないよう、通風、換気には特に配慮すること。</p> <p>仮設対応によるテレビ中継を想定し、電源設備の確保やテレビ中継車からアリーナへの映像ケーブルのルートを確認すること。</p> <p>壁面の正面上部に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。なお、具体的な設置範囲は事業者の提案によるものとするが、競技床の長辺、短辺各1ヶ所の計2ヶ所以上設置すること。</p> <p>大会本部室、放送室、救護室はメインアリーナに直接面する配置とし、アリーナ内全体が視認できる設えとすること。</p> <p>持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源を見込むこと。</p> <p>運動等による荷重を考慮すると共に、振動が伝播しないよう配慮した計画を行うこと。</p> <p>壁面に窓を設置するとともに電動の遮光装置を設けること。遮光装置については原則電動とし、利用者の利便性を損なわない範囲で手動とすることができる。</p> <p>天井、壁、観客席等の仕上げは、照明等を反射して競技に影響しないものとする。</p> <p>建物屋内の柱や壁面において、デジタルサイネージを適宜設置することが望ましい。</p> <p>Bリーグ、Vリーグ、Tリーグ、S/Jリーグの試合開催を想定し、各リーグの施設基準に準拠した計画とすること。</p> <p>ホームアリーナとしての施設基準は条件としないが、可能な限り配慮すること。</p> <p>競技大会等の利用に配慮し、選手・スタッフ用通路と利用者動線を明確に区分すること。</p> <p>フロアの各種競技の支柱の金具はフタ付とし、安全性及び美観に配慮すること。</p> <p>換気や湿度管理を適切に行うとともに床材に配慮し、床の結露等による運動環境への影響、床材の早期の劣化等が発生しないよう配慮すること。</p> <p>メインアリーナ、多目的ホール、多目的室においては、以下の競技・活動等の利用を予定している。</p> <p>メインアリーナ：バスケットボール、バレーボール（6人制・9人制）、バドミントン、ハンドボール、卓球、体操、硬式・ソフトテニス、タグラグビー、フットサル、各種障害者競技</p> <p>多目的ホール：バスケットボール、バレーボール（6人制・9人制）、バドミントン、ハンドボール、卓球、フットサル、硬式・ソフトテニス、各種障害者競技</p> <p>多目的室：卓球、武道（柔道、剣道、空手等）、軽運動（ヨガ・ダンス等）、サウンドテーブルテニス、会議、研修</p>	
2)	メインアリーナ		
①	競技場	<p>競技場の有効スペースは69m×46m以上とし、バスケットボール3面、バレーボール6人制3面（練習等4面）、バレーボール9人制3面、バドミントン2面、ハンドボール2面、卓球20面（練習等35面）、ソフトテニス3面、硬式テニス4面、タグラグビー1面、フットサル2面、器械体操（ゆか、あん馬、つり輪、跳馬、平行棒、鉄棒、段違い平行棒、平均台）、新体操及び各種障害者競技のコートが設置できる面積を確保すること。</p> <p>アリーナの有効高さは各種公式競技に必要な高さを確保すること4m以上とすること。</p> <p>球技の飛球による施設及び機器の損壊を防ぐための十分な対策（防球フェンス・防球マット・カバー等）を講じること。</p> <p>障害者スポーツの利用にも配慮した計画とすること。</p> <p>上足での利用を前提とすること。</p> <p>災害等、非常時の物資の搬入にも配慮し、外部から直接資器材を搬入出できる出入口及びルートを確保すること。</p> <p>床材は、事業者の提案による（フローリング、スポーツ用弾性塩ビシート等）。</p> <p>各種イベントに柔軟に対応できるように、トラックが直接乗り入れ可能なフロア強度とすること。</p> <p>壁面沿いの天井部分には、広告用の吊りバトン（電動）を可能な限り（6m×12本程度）設置すること。</p>	
②	観客席	<p>観客席は、競技場全体が見渡せる位置に、スポーツ観戦のみならず、各種イベントにも利用しやすいよう配置すること。</p> <p>1階移動観客席、仮設席、2階観客席（固定）の合計4,500席以上（重いす席を含む）の観客席を確保すること。</p> <p>1階においては可能な限り競技場面積を広く有効利用できる提案に努めること。2階観客席は1,700席以上とし、一部には来賓席を確保すること。また、来賓席には専用トイレを設けること。</p> <p>重いす利用者用及び介護者用の観客席（スペース）を、利用しやすい位置に設置すること。</p> <p>観客席内は柵・手摺等を設置し、転落防止に十分配慮すること。</p> <p>日常の利用に配慮して、競技場から2階観客席に容易にアクセスできるように、可能な限り使いやすい位置に階段を設けること。</p>	
③	ランニングコース	<p>2階観客席外周部に、地域住民が日常的に使用できるランニングコースを整備すること。</p> <p>ランナーが一方向で走るのに十分なコース幅を確保すること。</p>	
④	器具庫	<p>メインアリーナ用器具庫は1階に設置すること。</p> <p>メインアリーナ用器具庫は、数ヶ所に分散させる計画も可とする。なお、大型の備品を収納する器具庫は、メインアリーナに隣接させること。</p> <p>器具庫は、コンクリート床とし、通風・換気に配慮すること。また、外部からの搬入出口を設置すること。</p>	
⑤	大会本部室	<p>大会本部室は、80m程度とし、移動間仕切りにより2室以上に分割できるようにすること。役員・選手の控室、休養室、仮設ドーピング検査室、イベント使用時の控室等、様々な用途で利用できる室とすること。また大会、イベント時以外の平常時においても、多目的に利用できる室として利用することを期待する。</p> <p>大会本部室は、アリーナ長辺中央に配置すること。室内には、大会運営のための放送設備を設けること。</p> <p>競技場全体を見渡せるようメインアリーナに面してカウンター及び窓を設け、良好な視認性のもと競技状況を把握できるとともに、大会運営が円滑に行えるようにすること。</p> <p>災害時には、運営本部として機能できるように、防災無線用の空配管を整備すること。</p>	
⑥	放送室	<p>放送室は、メインアリーナ用の放送・音響機材を置くスペースを確保すること。室内は防音仕様とすること。</p>	
⑦	救護室	<p>メインアリーナに近接して救護室を設置すること。平常時は施設利用者の応急処置のため、災害時は避難者のための医務室として機能させること。</p> <p>室内は抗菌性のある内部仕上げとし、ベッド、手洗いカウンターを備えること。</p>	
⑧	ロッカー室	<p>ロッカー室は、同時間の最大利用者数を満たす個数のロッカーが設置可能なスペースを確保すること。</p> <p>1室を2室以上に分割して複数のチーム・競技別に利用できるように設えること。</p> <p>ロッカーは施設できる構造とし、具体的な設備形式は事業者の提案による。</p>	
⑨	シャワー室・トイレ（選手用）	<p>選手用のシャワー室・トイレを男女別に設けること。</p> <p>2室以上に分割でき、複数のチーム・競技別に利用できるようにすること。</p>	

3) 多目的ホール			
① 競技場	<p>バスケットボール1面、バレーボール6人制1面、バレーボール9人制1面、バドミントン4面、ハンドボール1面、卓球6面(練習等15面)、フットサル1面、硬式・ソフトテニス1面及び各種障害者競技のコートが設置できる面積を最低限とし、観覧場所も含め可能な限り広大なフロア面積を確保すること。あわせて、選手ベンチ等を各競技で可能な限り安全に設置できる競技場とする。</p> <p>有効高さは各種公式競技に必要な高さを確保すること13m以上とすること。</p> <p>球技の飛球による施設及び機器の損壊を防ぐための十分な対策(防球フェンス・防球マット・カバー等)を講じること。</p> <p>2階以上に設置する場合は、直下の室等に騒音・振動による影響が発生しないような対策を講じること。</p> <p>床材は、事業者の提案による(フローリング、スポーツ用弾性塩ビシート等)。</p> <p>障害者スポーツの利用にも配慮した計画とする。</p> <p>上足での利用を前提とする。</p>		
② 観客席	観客席は、競技場全体が見渡せる位置に、40席以上設置すること。競技場とは別の階への配置も可能とする。		
③ 器具庫	多目的ホール器具庫は、競技場と同じ階に設置すること。		
④ 大会本部室	器具庫は、コンクリート床とし、通風・換気に配慮すること。また、1階に設置する場合は外部からの搬入出口を設置すること。		
4) 多目的室	競技場全体を見渡せるよう多目的ホールに面してカウンター及び窓を設け、良好な視認性のもも競技状況を把握できるとともに、大会運営が円滑に行えるようにすること。		
	卓球、柔道、剣道、空手に加え、ヨガ・ダンス等の軽運動及びサウンドテーブルテニスでの使用を想定し、利用人数や利用目的に応じて移動間仕切り等による広さの変更が可能な施設とすること。		
	会議や研修の会場としても使用可能な設えとし、地域住民の交流の推進に寄与する施設とする。		
	有効天井高さは、4m以上とすること。		
	2階以上に設置する場合は、直下の室等に騒音・振動による影響が発生しないような対策を講じること。		
	楽器の演奏や音楽の使用など多目的な利用を想定し、可能な限り防音性能を確保すること。		
	床材は、フローリングとすること。		
	障害者スポーツの利用にも配慮した計画とする。		
	ダンス等に利用できるように、壁面鏡・バレエバーを設置する。		
5) 事務室	事務室は、施設の管理、運営を行う諸室として整備すること。なお、事務室内又は隣接した室に下関市社会福祉協議会職員4名程度(最大4名)が常駐し、障害者スポーツ支援業務を行うためのスペースを確保するものとする。ただし、社会福祉協議会職員が使用する備品等は本事業の対象から除くものとする。		
	事務室はエントランスホールに面し、施設利用者の訪問を容易に確認できる位置に設置すること。		
	受付対応及び利用料金徴収業務等を行うことができるよう、受付カウンターを設置すること。個人情報扱うため、プライバシーが確保できるように配慮すること。		
	カウンター内外の通路(スイング扉等)を設けること。		
	事務室に更衣室(男・女)、管理者用休憩室、給湯室を設置すること。		
	事務室内に、館内放送用の放送設備を設けること。		
	カーテン若しくはブラインドを設置すること。		
	OAフロアとすること。		
	社会福祉協議会の使用した電力量を測定できるようにすること。		
6) 共用部等			
① エントランスホール	下足入れ・傘立て、靴拭きマットを設置すること。		
	各諸室にスムーズに移動できる動線計画とすること。		
② 更衣室・シャワー室	メインアリーナや多目的ホール、多目的室等の利用者のための更衣室・シャワー室を2室設置すること。障害者や要介護者、異性介助者の利用にも十分配慮すること。		
	各エリアへの動線に配慮した配置・平面計画とすること。		
	適切な数のシャワー室、洗面台、ロッカーを配置すること。		
③ 防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫は、110㎡を確保することとし、2箇所に分散して配置することも可能とする。		
	災害時の備品・資機材等の備蓄品を保管する十分な倉庫スペースを設けること。なお、備蓄品は本市にて管理する。		
	床は、コンクリート床とし、通風、換気に配慮すること。		
	内部からの使用に加え、外部への出入口を設置し、非常時や定期的な物資の搬入出を踏まえた十分な開口(2m程度)を確保するとともに、地表面との段差を無くすなど床面の高さに配慮すること。なお、外部から24時間利用可能とし、常時は鍵による施錠管理とする(機械警備の対象とするため、解錠・施錠時に警備を操作する管理仕様とする)。		
④ その他			
ア 倉庫	備品等を収納する倉庫を設けること。設置については、階段下などのスペースも有効活用すること。		
	換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なように整備すること。		
イ トイレ	トイレ(男・女・多目的)を各階に設けること。トイレの基数はイベントや大会時の利用人数に応じた適切な数を整備すること。アリーナ等からの動線にも十分配慮し、必要に応じ適宜分割して配置すること。		
	多目的トイレは、高齢者、障害者、妊婦及び子ども連れ、異性介助者等、様々な利用者が使いやすい仕様とすること。		
	小便器には汚垂石又は汚垂タイルを設けること。		
	本施設の建物外部から利用できるトイレ(男・女・多目的)を設けること。設置箇所数、設置基数、設置形態(男女出入口一体又は分散、等)については事業者の提案による。		
	トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。		
	メンテナンスのしやすさを考慮し、地下ビットを設けること。		
	停電時においても使用可能なトイレを一部設置すること。		
	授乳室及びおむつ替えスペースを適宜設けること。		
ウ 階段・廊下	主動線となる階段及び廊下に手摺り(点字付き)を設置すること。		
	主動線となる階段の蹴上高さは、小学校の児童の利用を想定した高さとする。		
	床に視覚障害者誘導用ブロックに加えて案内用の誘導表示(ライン)を設けること。		
	AEDを事務室付近の廊下に設置すること。		
エ 機械室・電気室	機械室・電気室の配置、広さ、有効高さについては、機器搬入出経路、設備スペース及び床荷重に配慮すること。		
	また、機器の更新の容易さに配慮した配置とすること。		
	機器の配置は、その機能が効率的に確保できるものとする。また、人の通行や作業スペース等の確保に配慮されていること。		
オ その他	必要に応じて郵便受けを適宜設置すること。		
	降雨時の車両によるアプローチに配慮し、車寄せ及び庇等を設置すること。		
	利用者用のドアは引き戸若しくは自動ドアを基本とすること。		
	転落防止のため、窓枠に柵を設置すること。		
	補助犬待機場所を考慮した計画とすること。		
7) 外構等			
① 共通	駐輪場等及び車路、歩道等の外構部全般の舗装面において、不陸・陥没を生じさせないよう配慮して整備すること。		
	舗装材については経年変化、劣化、退色及び極度の汚染がないものを選定すること。特に歩行者導線上に水たまりを発生させないよう、舗装材や構造に工夫すること。		
	車両及び歩行者のスムーズな通行及び安全確保のため、必要な標識・路面表示を適宜整備すること。		
	敷地内の各施設の利便性、安全性及び機能性に配慮して必要に応じて造成(盛土及び切土)を行うとともに、擁壁等を整備する場合には安全性や景観に配慮すること。		
② 無料送迎ゾーン	本施設の建物に近接して、利用者送迎用のロータリー及び車寄せを整備すること。		
	ロータリーや車寄せは下関陸上競技場での試合やイベント開催時の送迎バスや送迎車の利用も想定するものとする。		
	送迎客が安全に、かつ雨の日も快適に乗降できるよう工夫すること。		
	送迎車同士の動線が錯綜しないような配置とし、送迎車が安全にアプローチでき、かつ動線誘導にも十分配慮すること。		

	③ 駐輪場	<p>駐輪場は、自転車用、バイク用を適宜設け、照明を設けること。なお、利用者の利便性及び景観を考慮した配置計画をすること。</p> <p>駐輪場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置し、外灯（自動点滅及び時間点滅が可能なもの）を適切に配置すること。</p> <p>周辺交通への影響に配慮するとともに、敷地内において歩行者と車両の動線が可能な限り交錯しないよう、駐車場内の安全が図られるような場内歩行者動線に十分配慮すること。</p> <p>駐輪場の仕上げは、事業者提案によるアスファルト（透水性）で舗装すること。</p>		
	④ 植栽	<p>樹木等を植栽する際には周辺環境との調和に留意しつつ、特色ある配置や樹種とすること。具体的な樹種の選定については、本市と協議を行なうこと。また、中低木は避け、できる限り管理の手間がかからないことを前提とすること。</p> <p>落葉樹を設ける場合は、雨樋のつまり等、維持管理上支障をきたすことのないよう設置するとともに、近隣住民等にも十分配慮すること。</p>		
	⑤ サイン計画	<p>本施設のサイン計画は、以下の要件を満たすこと。なお、外部に設ける施設銘板や室名の文言は、設計業務段階において本市に確認すること。</p> <p>案内表示も含め、施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字のデザインで、施設内部及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。</p> <p>各室名は、分かりやすく表示する等、適切にサイン計画を行うこと。</p> <p>施設銘板及び注意書きの看板等を設置すること。</p> <p>室名称のサインは、すべての諸室に設けること。</p> <p>サインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。トイレ、階段、スロープ、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。なお、ピクトグラムには必要に応じて室名や名称を併記すること。</p> <p>イベント告知及び施設案内用のデジタルサイネージを設置すること。規模及び設置箇所・台数は事業者の提案による。</p> <p>本施設の名称を示す看板を敷地外部の通りに面して1ヶ所以上設置すること。</p>		
	⑥ その他	<p>地域住民の余暇活動の場として、地域のコミュニティ活性化に資するためのランニングコースを整備すること。ランニングコースの設置に当たっては、車両動線との交錯や敷地内の高低差、ランニングに適した舗装とし舗装色を園路と区分する等、安全性に十分配慮すること。</p> <p>敷地内の雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。なお、敷地内を通る排水溝及び暗渠には、トラップを設け、虫が発生しにくい構造とすること。</p> <p>雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないよう配慮するとともに、流出抑制や再利用を図ることについて検討すること。</p> <p>建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配を確保の上舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐えるものとする。</p> <p>安全性を確保するのに十分な照度の外部照明を設置すること。</p> <p>本事業の安全性を確保するのに十分な圍い及び出入口の門扉、通用口を設置すること。</p> <p>空調屋外機等の設置箇所は、音や臭気、景観等に配慮すること。</p> <p>屋外コンセント及び散水栓を適切に配置すること。</p> <p>アプローチや屋外通路等は、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観にすぐれ排水性のよい仕上げとすること。</p> <p>懸垂幕及び掲揚台を設置すること。規模及び設置箇所・基数は事業者の提案による。</p>		
	(2) 提案施設	<p>提案施設を整備する場合は、必須施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設であるとともに、次に示す①～④の要件のいずれか1つを満たすこと。</p> <p>①市民がスポーツ・レクリエーション活動を行う施設であること</p> <p>②市民の健康増進に役立つ施設であること</p> <p>③利用者の便宜を図ることを目的とする施設であること</p> <p>④地域住民等の利便性の向上に資する施設のうち、本事業の実施に資するものとして本市が適当と認めるもの</p> <p>提案施設の整備に係る費用負担は、基本的に以下のとおりとし、詳細については本市と協議を行うこととする。</p> <p>なお、提案施設のすべてを本市が所有することと合理的な理由があると本市が判断したときは、本施設の必須施設の一部とすることがある。この場合、当該提案施設の整備に係る費用負担は、すべて本市とする。</p> <p>本市負担：躯体、給排水衛生配管、空調ダクト、電気配線等</p> <p>事業者負担：内装、空調機器、衛生器具、備品等、その他必要なもの</p> <p>事業期間終了時には、提案施設を本施設の必須施設の一部とする場合を除き、事業者は提案施設を原状回復して本市に返還すること。原状回復とは、内装等を撤去した状態をいう。ただし、本市と事業者の協議により、提案施設を本市が譲り受ける場合がある。</p>		
	2. 庭球場	<p>(1) 庭球場 「テニスコートの建設マニュアル（日本テニス協会）」、「屋外体育施設の建設指針（日本体育施設協会）」及び「アスファルト舗装要綱（日本道路協会）」の基準等に基づき、敷地内に硬式テニス・ソフトテニス公式4面の庭球場を新設すること。</p> <p>庭球場の新設に当たっては、既存庭球場との一体的な維持管理・運営に配慮すること。</p> <p>競技の支障とならない位置に、雨水排水工及び暗渠排水工を布設すること。</p> <p>庭球場及び観客席の仕様については、「資料8 庭球場の仕様について（参考）」に示すとおりとする。</p> <p>(2) 憩いの広場 下関運動公園内広場（下関市向洋グラウンド）南側の広場と同様の機能を有し、レクリエーション等で利用できる憩いの広場を再整備すること。</p> <p>憩いの広場は、遊具や休憩スペース、可能な限り広いグラウンドを配置し、年齢を問わず利用できる、既存樹木等を活かした緑豊かなレクリエーション活動の場として整備すること。</p> <p>公園と市道等の境界付近を整備する場合は、利用形態に応じて、適宜フェンスや車止めなどの管理施設を設けること。</p> <p>本施設等の建設工事期間中において、工事の円滑な施工に寄与するため、工事用車両の出入りによる下関運動公園内広場（下関市向洋グラウンド）南側の広場の使用禁止が想定されており、一部の既設遊具の移動又は撤去が求められる。既設遊具については以下に示すとおり存置・撤去し、再整備を図ること。</p> <p>移設可：すべり台、4連ブランコ、遊具注意看板</p> <p>撤去：CON遊具、CONウォール、砂場</p>		
	3. 駐車場	<p>① 共通 駐車場は、既存体育館跡地周辺に第1駐車場（有料）、下関市弓道場西側に第2駐車場（有料）を整備すること。合わせて、相撲場跡地及び本施設の建物周囲に関係者用駐車場（無料）を整備すること。</p> <p>第1駐車場（有料）の出入口は既存体育館の駐車場入口と概ね同じ位置（1ヶ所のみ）とし、第2駐車場（有料）の出入口は下関市弓道場南側道路、関係者駐車場（無料）の出入口は県道下関港田線に面した敷地北東部とすること。なお、関係者駐車場（無料）から第1駐車場（有料）へ進入できないよう車止め等を設置すること。</p> <p>第1駐車場及び第2駐車場の出入口に、無人ゲートを設置し、出入庫を管理できるようにすること。</p> <p>駐車場全般の舗装面において、不陸・陥没を生じさせないよう配慮して整備すること。</p> <p>舗装材については経年変化、劣化、退色及び極度の汚染がないものを選定すること。特に水たまりを発生させないよう、舗装材や構造に工夫すること。</p> <p>車両及び歩行者のスムーズな通行及び安全確保のため、必要な標識・路面表示を適宜整備すること。</p>		

② 有料駐車場	<p>有料駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置し、外灯（自動点滅及び時間点滅が可能なもの）を適切に配置すること。</p> <p>下関運動公園の西側には市立市民病院が近接しているため、緊急車両の通行の妨げとならないよう、周辺交通への影響に配慮すること。</p> <p>歩行者と車両の動線が可能な限り交錯しないよう、駐車場内での安全が図られるような場内歩行者動線に十分配慮すること。</p> <p>本施設及び下関運動公園の利用者等のための駐車場として500台分以上を整備し、各施設までのスムーズな動線を確保するようにすること。なお、障害者等用駐車場の区画数は条例を遵守するとともに事業者の提案によるものとし、各施設にアクセスしやすい位置に整備すること。</p> <p>一般車両用の車路及び車室はワンボックス車が通行及び駐車できる大きさを基本とする。ただし、駐車台数確保のために軽専用駐車スペースを整備することも可とする。</p> <p>有料化によって下関運動公園利用者以外の利用を抑制し、下関運動公園利用者が利用しやすい駐車場とするため、駐車場出入口にゲートを設置すること。</p> <p>本施設の建物の周囲に、大会やイベント時の各種機材等の搬入出のための大型トラックの車路及び待機スペースを整備し、トラックから直接本施設の建物に搬入出可能な施設とすること。合わせて、大会関係者の駐車スペース（普通車）を整備すること。</p> <p>駐車場の仕上げは、アスファルトで舗装すること。</p> <p>駐車区画は白線等で明確に示し、1区画ごとに車止め、車止めポール等を適宜設置すること。</p>	
③ 関係者駐車場（無料）	<p>関係者駐車場は、事業者が利用することを主目的とするが、大規模イベント開催時等においては、本施設の建物周囲を関係者駐車場として活用できるように配慮すること。</p> <p>本施設の建物周囲の関係者駐車場においては、機材搬入や中継放送のための大型車が駐車可能な区画スペースを確保すること。</p>	

第3節 設計業務遂行に係る要求内容

1. 業務の対象範囲	<p>設計業務は、本施設、庭球場及び駐車場（造成を含む。）を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。</p> <p>事業者は、設計業務の遂行に当たり、本市と協議の上進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。</p> <p>事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、本市監督職員と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。</p> <p>事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。</p> <p>本市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。</p> <p>事業者は、業務に必要な現況測量、地盤調査及び土壌調査等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。</p> <p>事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官庁官庁建築部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。</p> <p>必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き（建築基準法第5条の4に規定される工事監理者を含む）等は、事業者の経費負担により実施する。</p> <p>実施設計に伴う納まり調整は、本要求水準書に基づき事業者において行うこと。</p> <p>事業者は、設計業務及びその関連業務の技術上の管理を行う管理技術者及び設計内容の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を本市に通知すること。管理技術者及び照査技術者を変更した場合も同様とする。</p> <p>実施設計は、工事の実施に向けて工事費内訳書を作成するために十分な内容とする。また、建設工事着手後に実施設計図書の変更を行う場合に作成する設計も同様の内容とする。</p> <p>図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。</p> <p>本市が市議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合は、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。</p> <p>事業者は、必要に応じて、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に準拠した調査を行うこと。調査及び対応工事が必要となった場合、その費用は本市にて負担する。</p>	
2. 業務期間	<p>設計業務の期間は、本施設、庭球場及び駐車場の運営開始日をもとに事業者が設定することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。</p>	
3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	<p>事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計業務着手前及び業務期間中に、本市に次の書類を提出し承諾を得ること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。</p> <p>【業務着手前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務計画書（組織体制を含むもの） ・工程表（実施設計、計画通知申請等各種申請手続及び本市との調整の工程） ・管理技術者及び照査技術者選任通知書 ・重要事項説明 ・業務計画書 ・ a. 管理技術者の経歴等 ・ b. 各主任技術者の経歴等 ・ c. 担当技術者の経歴等 ・ d. 業務実施体制 ・ e. 協力者の名称、協力を受ける理由、分担業務分野等（協力者がある場合） ・ f. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由、主任担当技術者の経歴等 <p>【業務期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託承諾申請書 	
4. 設計業務完了届の提出	<p>事業者は、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務（委託）完了届を提出するものとする。</p>	
5. テクリスの登録	<p>事業者は、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、技術監督員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。なお、提出の期限は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 受注時登録データの登録期限は、契約成立後10日以内とする。</p> <p>ii) 完了時登録データの登録期限は、業務完了後10日以内とする。</p> <p>iii) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを登録すること。</p>	
6. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	<p>基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。本市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。</p> <p>提出図書はすべてのデジタルデータ（CADデータも含む。）も提出すること。なお、提出部数は、図面類は5部（A版1部、縮小版4部）、その他書類は1部とし、体裁等については、別途本市の指示するところによる。</p> <p>基本設計</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 意匠設計図（A1版→A3縮小版） ii) 構造設計資料 iii) 設備設計資料 iv) 備品リスト・カタログ v) 工事費概算書 vi) 設計説明書 vii) 各種技術資料 viii) 各記録書 ix) 要求水準書との整合性の確認結果報告書 x) 事業提案書との整合性の確認結果報告書 xi) その他必要資料 	

	<p>実施設計 i) 意匠設計図 (A1版・A3縮小版) ii) 構造設計図 iii) 設備設計図 iv) 備品リスト・カタログ v) 外観・内観パース vi) 工事費積算内訳書・積算数量調書 vii) 設計説明書 viii) 構造計算書 ix) エネルギー管理計画書 x) ランニングコスト計算書 (電気設備) xi) 電気設備設計計算書 xii) ランニングコスト計算書 (機械設備) xiii) 給排水衛生設備設計計算書 xiv) 空調換気設備設計計算書 xv) 昇降機設備設計計算書 xvi) 打合せ議事録 xvii) 官公庁協議録 xviii) 要求水準書との整合性の確認結果報告書 xix) 事業提案書との整合性の確認結果報告書 xx) 電子媒体 (CD-R)</p>		
7. 設計業務に係る留意事項	本市は、事業者が設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。		
8. 設計変更について	本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設、庭球場及び駐車場の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用 (設計、工事費、将来の維持管理費等) が発生したときは、本市が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。		
9. 交付金申請補助	本市は、以下の交付金を申請する予定である。事業者は、設計、建設及び工事監理業務の実施にあたり、市が交付金等を申請するために必要な対応を行うこと。 i) 都市構造再編集中支援事業 (国土交通省) ii) その他対象となる交付金等		
第3章 建設業務			
第1節 業務の対象範囲	事業者は、実施設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設等の建設及び解体・撤去を行うこと。 なお、建設業務の整備対象範囲については、「資料12 外構整備範囲」に示すとおりとする。		
第2節 業務期間			
1. 業務期間	本施設は令和6年6月末日までに建設工事を完了すること。既存体育館及び相撲場の解体・撤去工事、庭球場及び駐車場の建設工事は令和7年6月31日までに完了すること。 本施設の工事期間中における下関運動公園の利用者用の駐車スペースと共に、既存体育館等の解体・撤去期間中に本施設が運営開始することを踏まえ、駐車場完成までの間、仮設駐車場を含めて可能な限り多くの駐車場を確保すること。 庭球場については、仮設駐車場として供用ののち、既設体育館解体・撤去後の跡地に整備される第1駐車場と同時期に整備してもよいものとし、施工計画に反映すること。		
2. 業務期間の変更	事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本市と事業者が協議して決定するものとする。		
第3節 業務の内容			
1. 基本的な考え方	事業契約書に定められた本施設等の建設及び解体・撤去のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 本市が実施する本事業の建設及び解体・撤去に先立つ住民合意などに起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。		
2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目	関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 設計、解体・建設工事の対象範囲内の既設埋設物等について、十分に調査を行うこと (工事中に埋設物等が発見した場合の対応及び注意事項の詳細については、事業契約書を参照すること)。 整備対象施設である本施設、庭球場及び駐車場以外の既存施設は供用中のため、工事期間中の施設運営、利用者動線及び駐車場容量を最大限確保する計画とすること。 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者が自己の責任において行うものとする。 工事用電力、用水等については事業者の負担とする。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境等に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査 (周辺家屋影響調査等) などの近隣住民との対応・調整については、本市と協議の上で行うものとする。 近隣住民等へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。 近隣住民への説明等は、自治会組織に対して実施し、必要に応じ個別の対応を図ること。		
3. 着工前業務			
(1) 各種申請業務	建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。		
(2) 近隣調査・準備調査等	建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分にを行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進捗を確保すること。 建物工事による近隣住民等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても建物工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。 近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。		
(3) 施工計画書の提出	事業者は、建設工事着工前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類とともに本市に提出して、承諾を得ること。 【着工前の提出書類】 i) 工事実施体制届：1部 ii) 工事着工届：1部 iii) 現場代理人及び監理技術者届 (経歴書を添付)：1部 iv) 承諾願 (仮設計図書)：1部 v) 承諾願 (工事記録写真撮影計画書)：1部 vi) 承諾願 (施工計画書 (全体及び詳細工程を含む))：1部 vii) 承諾願 (主要資機材一覧表)：1部 viii) 承諾願 (実施工程表)：1部 ix) 報告書 (下請業者一覧表)：1部 x) 上記のすべてのデジタルデータ：一式 ※ ただし、承諾願は、建設会社が工事監理者に提出し、その承諾を受けた後、工事監理者が本市に提出するものとする。		
4. 建設期間中業務			
(1) 建設業務	各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って建設工事を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、本市に対し、次の事項に留意すること。 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市の監督職員に毎月報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。 事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本市に連絡すること。 本市は、事業者や建設会社が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。		

(2) 備品等設置業務	<p>設計図書に基づき、「資料6 備品等リスト(参考仕様)」に示す、工事を伴う各種備品等の製作及び設置を工事に含めて行うこと。なお、事業者は、資料6の記載の有無に関わらず、事業者の提案内容に合わせて必要な備品等を製作及び設置すること。</p> <p>備品等の仕様については、事業者の提案をもとに、各競技団体が確認の上可能な範囲で調整ののち決定するが、各種競技に関する備品は、調達時点において、各種競技の最新のルールに対応したものを調達すること。スポーツ用具・器具は、各種競技協会の認定品を基本とすること。</p> <p>備品の調達方法については購入を基本とするが、リース方式による調達に客観的合理性があり、本市に不利益を及ぼさないと認められる場合はリース方式を認めるものとする。なお、調達した備品については、リース方式で調達した備品を除き、本市の所有物として備品シールを貼付の上、本市が事業者は無償で貸与する。</p> <p>既存体育館に設置している備品(「資料11 既存体育館スポーツ用具・器具リスト」参照)については、本市が事業者は無償で貸与する。なお、既存体育館からの移設は事業者が行うこと。</p> <p>事業者は完成確認後、機器等に関する習熟・訓練期間において、必要に応じてメーカー等から直接指導を受けること。</p>	
(3) 既存施設(既存体育館及び相撲場等)の解体・撤去業務	<p>既存施設(既存体育館、相撲場及び本施設・庭球場・駐車場の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備)を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。</p> <p>解体・撤去業務の対象施設の概要は、「閲覧資料5 解体予定施設図面」のとおりとすること。</p> <p>着手の前に解体工事計画書を作成し、本市の承諾を受けること。</p> <p>周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うこと。また、騒音、振動、排気ガス等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。</p> <p>解体・撤去の対象施設のうち、杭がある施設は杭の撤去も合わせて実施すること。</p> <p>各施設の解体・撤去業務の遂行に当たっては、PCB含有調査を実施すること。なお、調査によりPCBが発見された場合は、金属箱に入れ適切に処理し、本市に引き渡すこと。さらに、業務の遂行に当たっては、本市のアスベスト調査結果に配慮し慎重に実施すること。</p> <p>解体材の有害物質について、作業の安全性を確保の上、適切な処置を行うこと。</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)による特定建設資材については、再資源化に努めること。</p> <p>廃棄物等の処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき処理すること。</p> <p>解体にあたっては、粉塵等を周辺に飛散させないように対策を行うこと。</p> <p>解体工事に伴う有害物質に関しては、関連法令を遵守すると共に、作業の安全性を確保の上、適切な処置を行うこと。</p> <p>解体・撤去業務は原則として令和7年3月末日までに完了すること。</p>	
(4) 近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む。)	<p>事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。</p> <p>工事中における近隣住民及び利用者等への安全対策については万全を期すこと。</p> <p>事業者は、自己の責任において、騒音、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他工事に伴う近隣住民が受ける生活環境への影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施するものとする。</p> <p>施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知するものとする。</p> <p>工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。</p> <p>事業者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告するものとする。</p> <p>本業務に係る企画、広報等の実施については事業者の提案をもとに本市と協議の上で決定するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担とする。</p>	
(5) 電波障害対策業務	<p>工事に伴って周辺家屋等に電波障害が発生するおそれがある場合は、事前に調査を行い、必要な時期に適切にその対策工事を実施すること。</p> <p>工事中の電波障害に対処するために中間検査を実施するとともに、本施設完成後は、事後調査を実施した上で、必要な対策を講ずること。</p> <p>事業期間内において確認された、本事業の影響による電波障害に対しても誠実に対応し、適切な対策を行うものとする。</p>	
(6) その他必要な関連業務	<p>1) 工事現場の管理等 事業者は、工事を行うに当たって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにした上で、事前に本市に届け出て、本市から使用についての承諾を得るものとする。 事業者は、本市が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うものとする。</p> <p>2) 施工中の安全確保及び環境の保全 関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めるものとする。 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとする。 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めるものとする。 工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障をきたさない施工方法を定めるものとする。 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講ずるものとする。 敷地周辺に対する施工中の騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について十分留意し、周辺の環境保全に努めるものとする。 仕上げ塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成した化学物質安全データシート(MSDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めるものとする。 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めるものとする。 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行う。 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を本市に報告する。</p> <p>3) セメント及びセメント系固着材を使用する地盤改良を行う場合又は使用した改良土を再利用する場合の措置 セメント及びセメント系固着材を使用する地盤改良等を行う場合又は使用した改良土を再利用する場合は、「セメント及びセメント系固着材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」に基づき六価クロム溶出試験を行い、土壤環境基準を超えないことを確認した上で、その結果を本市に報告すること。</p> <p>4) VOC対策 施設の引渡しにあたっては、VOCの室内濃度について、工事終了後に十分に養生期間を確保した上で専門機関により測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認すること。 事前に測定に関する計画書(測定対象室、測定専門機関の資料等)を本市に提出するとともに、測定結果を本市に報告すること。</p> <p>5) コリンズの登録について 事業者は、コリンズ(工事実績情報システム)(財)日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。))に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。 なお、提出の期限は以下のとおりとする。 (ア)受注時登録データの提出期限は、契約成立後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。 (イ)完了時登録データの提出期限は、工事完成後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。 (ウ)変更時登録データの提出期限は、変更があった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。 (エ)訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>6) 施工体制台帳に係る書類について 事業者は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを本市に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>7) 労働福祉の改善等について 建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。</p>	

3. 受付対応業務	<p>事業者は、本施設内受付における、受付・利用料金徴収・各種案内等の利用者への対面対応を利用者の円滑かつ快適な利用がされるよう適切に実施すること。</p> <p>利用者の円滑かつ快適な施設利用の妨げとならないよう、適切かつ丁寧な対応を行うこと。</p> <p>施設の利用方法や料金体系について、利用者に分かりやすく掲示すること。</p> <p>利用者ごとに施設の利用範囲を管理するための対応策を講じること。なお、具体的な対応策の内容は事業者の提案によるものとする。</p> <p>高齢者や障害者の円滑な利用に十分配慮すること。</p> <p>一部利用者による不適切な利用等、利用者の安全性や快適性に支障をきたすような際には、関係機関に連絡する等、適切な処置を行うこと。</p>		
4. 予約受付・使用許可業務	<p>事業者は、利用者の予約受付及び使用許可を適切に行うこと。</p> <p>予約受付方法、予約手続き及び予約確定（使用許可）等、運用の方法については現行の既存体育館の運用方法を基本とするが、事業者からの提案を妨げるものではないものとし、本市と協議の上決定すること。参考までに、現行の予約方法について、「資料10 既存体育館の予約受付の方法（参考）」に示す。</p> <p>各種大会やイベントの予約受付・使用許可に際しては、必要に応じて下関運動公園内の各施設の指定管理者等と十分に調整を行うこと。</p>		
5. 備品管理業務	<p>事業者は、利用者が施設利用時に必要な備品及び用具の貸出について、適切に管理すること。</p> <p>備品及び用具の適切な貸出方法を設定し、その内容に基づき管理し、貸出状況を適宜把握すること。</p> <p>備品及び用具の器具庫からの出し入れ等を利用者自身が行う場合、必要に応じて組み立てや取り付け方法等の説明及び援助を行うこと。</p> <p>利用者に対し、器具庫への備品及び用具の収納について適切な指導を行い、常に保管庫内を整理整頓された状態に保つこと。</p> <p>利用料金の定めのある備品及び用具の貸出に際しては、利用料金の徴収等を行うこと。</p>		
6. 庶務業務	<p>事業者は、本施設の運営上必要な庶務業務を適切に行うこと。</p> <p>本施設の利用に関する規則を作成すること。</p> <p>本施設の利用者状況等の統計・データ分析を適宜行うこと。本市より資料の提供依頼があった際には、速やかに対応すること。なお、利用者に関する情報等を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関連法令を遵守すること。</p> <p>本施設に関する文書を適切に管理すること。</p> <p>電話対応を適切に行うこと。</p> <p>本施設の各諸室等の鍵の管理を適切に行うこと。第三者の手が届かないよう厳重に管理すること。</p> <p>利用者等の遺失物があった際には、記録をつけ、適切に管理すること。</p> <p>利用者からの意見（クレーム、要望等）は整理し、事実関係を確認の上、速やかに改善対応等を行うこと。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。</p> <p>本施設への来客・見学者等へは適切に対応すること。</p>		
第4節 料金徴収業務	<p>事業者は、利用者から本施設の利用料金を徴収し、適切に管理すること。</p> <p>利用料金の徴収方法については、受付での現金徴収や自動販売機による現金徴収のほか、電子マネー決済、クレジットカード決済、プリペイドカードの発行等、利用者の利便性を考慮し、事業者の提案によるものとする。クレジットカード決済等の際には、個人情報やデータの漏洩等の防止に細心の注意を払うこと。</p> <p>徴収した利用料金（現金）は、金庫等安全な方法により保管すること。</p> <p>徴収した利用料金については、他の収入金と区別して収支報告を行うこと。</p> <p>利用料金の徴収額については、本市に提出する業務報告書（月次・年間）において報告すること。なお、報告内容には、徴収額の内訳（利用者数、利用回数、減免利用者数、減免利用回数等）を含むこと。</p>		
第5節 駐車場管理業務			
1. 総則	<p>駐車場管理業務は、有料駐車場（第1駐車場（陸上競技場北側駐車場を含む）、第2駐車場）及び関係者駐車場（無料）を対象とする。</p> <p>有料駐車場の営業時間は8時30分から22時30分までは営業するものとし、事業者提案をもとに決定する。</p> <p>保守等に必要とされる特別の期間を除き、通年営業を行うこと。</p> <p>駐車場案内・誘導、満車・空車情報、フロア案内等、必要なサインを適切に設置し、駐車待ちの自動車を含め、円滑な自動車整理に務めること。</p> <p>周辺の道路交通等に影響を与える可能性がある大規模イベント開催時は、駐車場の運用方法等に関して本市と事前に協議を行うこと。</p>		
2. 駐車料金収納業務	<p>事業者は、運営業務年間業務計画書において、下記の駐車料金徴収業務年間計画を作成し、実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車料金徴収計画（目標額等） ・定期券の発行等の料金メニュー等 <p>自動車の駐車は時間貸しを基本とする。</p> <p>有料駐車場の駐車料金の徴収時期は、出庫する際に自動精算機等により徴収するものとする。なお、業務に必要な釣り銭を用意すること。</p> <p>料金の改定に当たっては、料金及び改定時期について、事前に本市に通知し、協議の上、本市の承認を得るものとする。</p> <p>領収書等の交付は、自動料金精算機及びレジスタ（機器は事業者が用意）により交付するものとする。</p> <p>下関運動公園内の各施設有料利用者に対し、駐車料金の割引等を行う場合は、月～土曜日の9時から22時、日曜、祝日の9時から17時においては、各施設に精算機器を設置する等、利用しやすく効率の良い精算システムを含めた駐車場運営の提案に期待する。</p>		
3. 安全管理業務	<p>事業者は、運営業務年間業務計画書において、安全管理業務年間計画（利用者、車両及び施設の安全・保安管理体制、利用者対応体制を含む）を作成し、実施すること。</p> <p>歩行者、車両双方の事故防止対策を講じ、実施すること。</p> <p>地震や火災時等の緊急時、非常時の対応を迅速に実施できる体制を確立すること。</p> <p>問題等が発生した場合に利用者が施設管理者（事業者）に連絡する方法を確保し、速やかに問題が解決できるようにすること。</p>		
第7章 自主事業			
第6節 自主事業			
1. 基本事項	<p>事業者は、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で、本施設を有効活用した自主事業を企画提案し、独立採算にて実施することができる。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、あらかじめ本市に事業の内容を提案し、承諾を得た上で、実施すること。</p> <p>本施設の有効活用、集客力・魅力・利便性を向上するとともに、本市のスポーツ・文化振興や交流人口拡大に資するものとして実施すること。</p> <p>自主事業の内容は、市民が広く利用できる又は参加できるものに限り、特定の団体等へのみ利用できる又は参加できるものは認めない。</p> <p>自主事業において発生すると想定されるリスクは本施設の運営・維持管理に影響を及ぼさないこととし、自主事業に起因するリスクを自らの責任において負担すること。</p> <p>自主事業の実施に係る光熱水費は事業者の負担とする。光熱水費の負担額は、原則として、子メーターを設置して使用量を計測し、これに基づいて算定する。使用量の計測が困難な場合は、面積割で使用量を定める。</p> <p>事業者は、自主事業の実績報告（収支状況、参加者数等を含むもの）を、運営業務に係る業務報告書（月次・年間）に付して提出すること。</p> <p>ネーミングライツの導入に関する提案をすることはできない。</p> <p>事業者が、本施設において大会・イベント、スポーツ教室等の事業を実施する場合は、「第6章 第3節 4. 予約受付・使用許可業務」を遵守するとともに、当該施設の利用料金を支払うこと。</p> <p>事業者が、本施設において施設利用者の施設利用や運営・維持管理の支障とならない箇所に自動販売機を設置し運営する場合は、本市から行政財産の目的外使用許可を得て、必要な使用料を本市に支払うこと。</p> <p>タバコ及びアルコールの販売は認めない。</p> <p>販売する商品に適合した使用済容器の回収ボックスを設置し、ゴミを回収すること。</p> <p>原則、設置期間中は常に販売可能な状態を継続すること。</p> <p>装飾は公序良俗に反しないものであること。</p> <p>可能な限りユニバーサルデザインであること。</p> <p>転倒防止対策を講ずること。</p> <p>行政財産の目的外使用に係る使用料は、下関市行政財産使用料条例の定めるところにより算出した金額とする。</p> <p>事業者が、本施設の余剰地等を活用して提案施設を整備した上で、飲食や物販等を行う場合、「第6章 第3節 4. 予約受付・使用許可業務」を遵守するとともに、当該施設の利用料金を支払うこと。</p> <p>当該提案施設を連続して使用する使用期間が5日以内の場合、その利用料金は、下関市体育施設の設置等に関する条例の別表第7に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める金額とする。</p> <p>当該提案施設を連続して使用する使用期間が5日を超える場合、その利用料金は、下関市行政財産使用料条例の定めるところにより算出した上記使用料以上で、事業者が提案する金額とする。</p>		
2. 事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室等を行う場合			
3. 自動販売機の設置及び運営を行う場合			
4. 提案施設において飲食や物販等を行う場合			